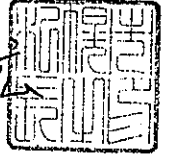


札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年8月25日

札幌市長 秋元克彦



札幌市規則第30号

札幌市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(札幌市事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表1(2)総務局の表スマートシティ推進部の項住民情報課の目第4号中「に係る業務の連絡調整」を削り、同目第5号中「の連絡調整」を削る。

(札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則の一部改正)

第2条 札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則(平成元年規則第49号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第2号中オを削り、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 住民基本台帳カードに関すること。

(2) 第2条第2号中クをコとし、キをケとし、カの次に次のように加える。

キ 個人番号カードに関すること。

ク 電子署名に係る認証業務に関すること。

(札幌市会計規則の一部改正)

第3条 札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の一部を次のように改正する。

(1) 第110条第1項第3号に次のように加える。

テ 個人番号カード再発行手数料

(2) 別表3市現金出納員の項中「住民情報課証明係長」を

「住民情報課証明係長

住民情報課交付担当係長のうちスマートシティ推進部長が指名する者」
に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月26日から施行する。ただし、第3条中札幌市会計規則第110条第1項第3号に次のように加える改正規定は、同年9月1日から施行する。